

追加議案第 3 号

那須烏山市長及び副市長の給料の減額に関する条例の制定について

那須烏山市長及び副市長の給料の減額に関する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 12 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市長及び副市長の給料の減額に関する条例

令和 年 月 日
那須烏山市条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、市長及び副市長の給料の減額に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料の減額)

第2条 令和6年7月1日から同月31日までの間における市長及び副市長の給料月額、那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第34号）第3条の規定にかかわらず、市長にあつては同条に定める給料月額から100分の10に相当する額を減じた額を、副市長にあつては同条に定める給料月額から100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、特別職の職員の退職手当に関する条例（平成18年栃木県市町村総合事務組合条例第34号）の定めるところにより算出する退職手当の額の基礎となる給料月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。